

総行動で 勝利を！ 11日と13日 東京地裁へビラ配布へ

組合員のみなさん！

斉藤書記長にかけられた、不当な「酒気帯び」デッチ上げと処分の撤回を求めた裁判が、11日と13日に行われます。両日共に13時15分から、東京地方裁判所527号法廷です。

11日は、被告側証人の小川営業科長、齋藤総務科長、脇運転科長（共に前・元）に対する審問です。つづく13日は、被告側証人として澤邊人事課長（前）に対する審問が行われます。そして、原告側からは斉藤書記長と淵上本部委員長が証言します。

組合員のみなさん！

デッチ上げと処分の核心の第一は、小川助役が行った出勤点呼から、「今でも酒臭がする」として退出を指示するまでの、2時間30分以上にも及ぶ不自然な長時間の経過です。第二は、デッチ上げの発生が2月3日で、処分発令通知が2月16日という極めて短期間であることの不自然さです。

この二つから言えることは、東海労が職場で理不尽なことを理不尽だと言い、異常な時は異常だと言ってきたからです。こうした職場での、東海労の取り組みに共感した他労組組合員が東海労に加入したのが3月1日でした。これまでの東海労の取り組みと加入の事実で慌てての事だったのです。

これらの取り組みの先頭に常にいた斉藤書記長をターゲットにした東海労への報復としての「酒気帯び」デッチ上げと処分なのです。この「報復」の中心にいたのが小川運転助役であり、他の「複数の管理者」だったのです。

組合員のみなさん！

裁判に合わせた取り組みを、ビラ配布などの総行動として取り組みます
組合員の総行動で、他労組組合員にも訴えて報復裁判に勝利しましょう